

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

ヒューマンアシスト株式会社（以下「会社」という）と労働者代表加藤月江は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

- 第1条 本協定は、派遣先で別表1に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される可能性が高いことから、中期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
 - 3 会社は、対象従業員について、労働契約の契約期間中に、派遣先均等・均衡方式による待遇としなければ、派遣先労働者が希望する就業機会を提供できない場合等、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。
- 第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当および退職手当とする。
- 第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の通りとする。
- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、原則として、直近の厚生労働省通達「労働者派遣法第30条の4第1項第2号イの同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額について」（以下「通達」という）に定める「賃金構造基本統計調査」による。ただし、「賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）」に定める職種が該当しない場合は、「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」の「中分類」の職種による。
 - (2) 通勤手当については、基本給および賞与とは分離し、第6条のとおりとする。
 - (3) 地域調整については、通達に定める「地域指数」の対象従業員の勤務場所の都道府県により調整する。
- 第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2の通りとする。
- (1) 別表1に定める業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
 - (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額の対応関係は次のとおりとする。

チーフ	10年
リーダー	5年
メンバー	3年
スタッフA	2年
スタッフB	1年
ビギナー	0年
 - 2 会社は、第10条の規定による対象従業員の当年度職務評価シートに基づいた職務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、能力の向上が高いことが認められた場合には、基本給を昇給するものとする。また、より高い能力が必要な職務を遂行することが認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を支持するように努めるものとする。

- 第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、就業規則第27条に準じ、法律の定めに従って支給する。
- 第6条 対象従業員の通勤手当は、1日600円を上限とし、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、通勤距離が2km以内の者には支給しない。
- 2 自動車、バイクにより通勤する者の通勤手当は、通勤距離に応じて支給するものとし、日額で通勤距離1kmにつき15円を支給する。
- 第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3の通りとする。
- (1) 退職手当の支給に必要な最低勤続年数は、通達に定める「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年)
- (2) 退職時の勤続年数ごと(3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年)の支給月数：「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」の大学卒の場合の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの。
- 第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4の通りとする。なお、当該制度は新規制度に当たるため、令和2年4月1日以前から在職する者の勤続年数の起算日は、令和2年4月1日とする。
- (1) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が、同年数以下であること。
- (2) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること。
- 第9条 対象従業員の賃金は職務の内容、成果、意欲、能力を評価して決定する。評価の方法は、職務評価シートによるものとする。
- 第10条 教育訓練、福利厚生、その他賃金以外の待遇については、**正社員に適用される就業規則第9条、第36条、第41条と不合理な待遇差が生じることとならないものとし、派遣社員就業規則第7条の2、第22条、第39条の規定を適用する。**
- 第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練計画」に従って、着実に実施する。
- 第12条 その他協定に定めのない事項については、別途労使で誠実に協議する。
- 第13条 本協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とする。

令和2年 月 日

ヒューマンアシスト株式会社

代表取締役 田辺 烈 ⑩

従業員代表

⑩